

改正概要説明書	
国名： シンガポール	法令名： 特許規則
改正情報： 2017 年， 10 月 30 日施行	
<p><b>改正概要：</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特許法第 14 条の新規性喪失の適用拡大に伴い， 提出すべき証拠書類に関して明確化された。特に， 外国の知的所有権庁による， 知的所有権を求める出願の公開又は当該出願に伴う知的所有権の登録公告であって， その公表が特許法第 14 条の誤ったものである場合は， 当該外国知的所有権庁の同意， 公表が誤りであった事実及び誤った理由又は出願を規制する法律又は条約に基づいて公開がなされるべきであった最速の日付を証拠書類として提出しなければならない。（規則 8）</li> <li>2. 対応外国出願の調査及び審査の最終結果又は対応 PCT 出願の国際段階における調査及び審査の最終結果を利用する補充審査報告請求が 2020 年 1 月 1 日以降に出願される全ての特許出願から廃止される。2020 年 1 月 1 日以降のシンガポール特許出願は， すべてシンガポール特許庁の実体審査を受ける必要がある。（規則 43）</li> <li>3. 補充審査の範囲が， 各クレームに定義された事項が発明を構成するか否かを審査するところまで広げられた。（規則 46）</li> <li>4. シンガポール特許庁への PCT 国際特許出願書類は中文による提出が認められることとなった。（規則 116）</li> </ol>	
<p><b>改正内容：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>規則 2A</b> (3) (ba) は， 新設項である。</li> <li>• <b>規則 8</b> 新規性喪失の例外に係る証拠書類に関して明確化された。</li> <li>• <b>規則 43</b> (4) は， 新設項である。</li> <li>• <b>規則 46</b> (1A) (ba) は， 新設項である。</li> <li>• <b>規則 66， 規則 69， 規則 92</b> 様式指定が単に書面に変更された。</li> <li>• <b>規則 86</b> (4) (a) 及び(b) が削除された。</li> </ul>	

• **規則 108**

(2) (aa) 及び(7) は、新設項である。

• **規則 116**

中文が追加された。